

事業主各位

(公社)愛媛労働基準協会 四国中央支部
TEL:0896-29-5511

クレーン(吊上げ荷重5トン未満)の運転に係わる特別教育開催案内

労働安全衛生法第59条第3項の規定により、つり上げ荷重5トン未満のクレーン(天井クレーン、テルハ、ケーブルクレーン、ジブクレーン等)運転の業務は、所定の特別教育を修了した者または前記法令で定めるクレーンに関する運転免許、技能講習修了証等を有するものでなければ従事させることはできないとされております。当協会では、当該特別教育を下記により実施しますので、法令違反とならないよう貴事業所におかれましては該当する労働者を対象に受講手続をされますようご案内いたします。

1. 開催日時及び会場等

日 時	会 場	講習科目
2020年2月18日(火) 8:40~18:35	JAうま川之江中央支店2階会議室 四国中央市妻鳥町1121 0896-28-3200	1)クレーン運転に関する知識 2)原動機及び電気に関する知識 3)クレーン運転に必要な力学に関する知識 4)関係法令

2. 定 員 60名

3. 受講資格 下記申込書の受講資格欄のとおりの実技教育を受け、その証明がある者。

4. 受講料 ※ 2019年10月以降の講習より消費税率が変更(10%)されています。

会 員	7,700円	テキスト代 1,705円 (税込)	合計9,405円
一 般	11,000円	テキスト代 1,705円 (税込)	合計12,705円

5. 修 了 証 全科目を修了した方に交付します。

また、事業主には3年間保存義務のある受講証明書を発行いたします。

6. 申込要領 1)申込先 愛媛労働基準協会四国中央支部 (四国中央市妻鳥町2608-1)

2)申込書 ※印以外は全て記入し、受講料及びテキスト代を添えて申込み下さい。

3)申込期限 2019年12月18日(水)より開始し、定員になり次第締め切ります。

4)納入した受講料は、欠席の場合でも返戻いたしません。

5)JAうま川之江支店前は駐車禁止(同じ敷地内の農機具センター前に駐車して下さい。)

(切り取り線)

クレーン運転に係わる特別教育受講申込書			
		受講日:2020年2月18日	
※受付番号		※修了証番号	
ふりがな			
氏 名			
生年月日		☐ 昭和 ☐ 平成	年 月 日
住所	〒		
受講資格	1)クレーンの運転 3時間 2)クレーン運転のための合図 1時間 以上の実技教育を実施したこと		
事業主等の証明欄	上記受講者は記載された実技教育を実施していることを証明します。		
	年 月 日		
	所在地 〒		
	事業場名		
	代表者名 (印)		
電話番号			

☐ 会員 ☐ 一般 テキスト ☐ 当日 ☐ 済 ☐ 不要

クレーン運転に係わる特別教育 受 講 票	
会場	JAうま川之江中央支店2階会議室 0896-28-3200
受講日時	2020年2月18日(火) 8:40~18:35
※受講番号	
ふりがな	
氏 名	
※受講内容	・クレーン運転に関する知識
	・原動機・電気に関する知識
	・クレーン運転に必要な力学に関する知識
	・関係法令
連絡事項 ・受講票は当日受付に提示し、机の上に置いて下さい。 ・筆記用具をご持参下さい。 ・駐車場は農機具センター前に駐車して下さい。 (JAうま川之江中央支店前は駐車禁止)	

(公社)愛媛労働基準協会四国中央支部

テキスト ☐ 当日渡し ☐ 受講者持参